

## 事前協議が終了した申請者の皆様へ

○事前協議終了後、下記資料を用地管理課までご提出ください。

1. 水道用地使用許可申請書（HPにてダウンロード可能）
2. 施工協議書の写し（事前協議終了後）
3. 附近の公図写（使用申請位置を赤色で明記すること）
4. 案内図（使用申請位置を赤色で明記すること）
5. 設計図（当局用地を掘削、加工又は地下埋設物を設置する等の場合に添付すること）

※横須賀市外の給水管引込工事については、工事後の管理等の為に神奈川県企業庁より申請を受けております。事前協議終了後、担当の企業庁（藤沢水道営業所 or 鎌倉水道営業所）に申請を依頼してください。

○提出先 下記のいずれかの方法でご提出ください

横須賀市役所 1号館8F5番窓口 用地管理課占用係 TEL 046-822-8613

（メールの場合）

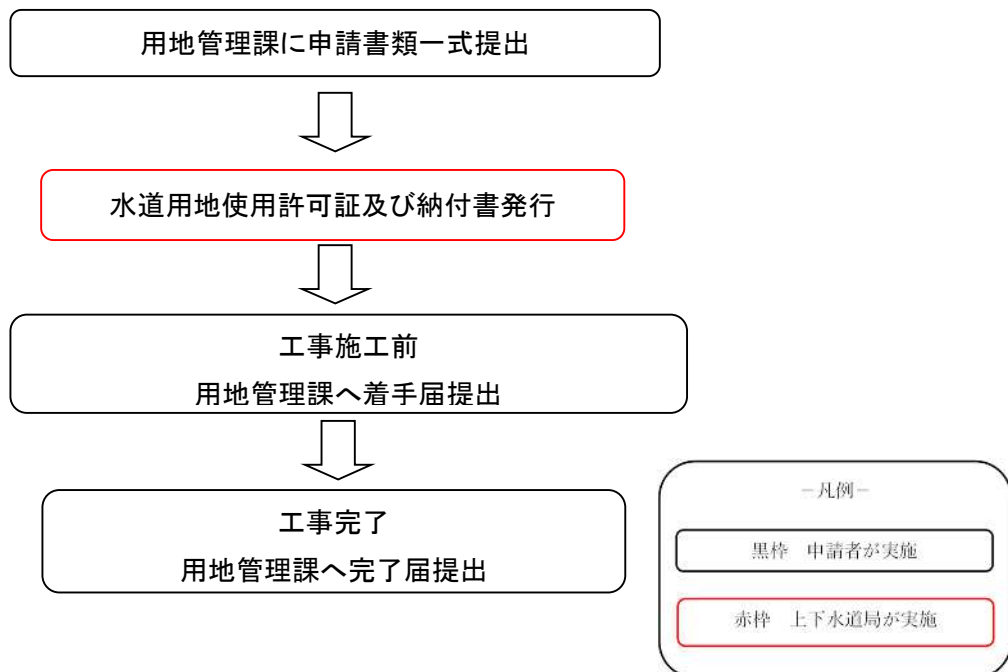
[lad-ws@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:lad-ws@city.yokosuka.kanagawa.jp)

（郵送の場合）

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市上下水道局 経営部用地管理課 宛



※書式入手 横須賀市 HP の検索欄にて「用地管理課」と検索  
「用地管理課」の書式からダウンロード  
用地管理課窓口にて紙での入手も可能